

入湯税の使途状況

入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、課税するものとされている。

海津市においては、地方税法に基づく市税条例の規定により、入湯客1人1日について100円を課税しており、令和6年度決算における収入済額は、28,153千円となっている。

【歳入】

入湯税収入済額 28,153 千円

【歳出】

入湯税充当事業費 216,355 千円

【入湯税充当事業】

(単位：千円)

事業名		事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	入湯税	その他
消防施設等の整備	消防庁舎管理事業	1,291	0	0	0	243	1,048
	常備消防車両等資器材管理事業	42,491	0	25,900	0	3,130	13,461
	非常備消防車両資器材等管理事業	33,247	0	23,300	0	1,876	8,071
	消防水利整備事業	3,926	0	0	0	740	3,186
小計		80,955	0	49,200	0	5,989	25,766
観光施設の整備	水晶の湯管理事業	7,567	0	0	0	1,427	6,140
	宙舟の湯管理事業	10,903	0	0	0	2,056	8,847
	羽根谷だんだん公園キャンプ場事業	92,644	0	0	0	17,475	75,169
小計		111,114	0	0	0	20,958	90,156
観光振興	観光PR事業	6,773	0	0	1,890	921	3,962
	観光イベント関連事業	17,513	0	0	16,000	285	1,228
小計		24,286	0	0	17,890	1,206	5,190
合計		216,355	0	49,200	17,890	28,153	121,112